

廃業支援型手続として特定調停を活用するメリット

1 債務者及び保証人のメリット

債務超過の状態にて債務者を清算する方法としては、特定調停のほかに、破産や特別清算があります。本特定調停スキームを活用する場合、債務者及び保証人には以下のメリットがあります。

① 取引先を巻き込まないことが可能

破産手続の場合には、全債権者を対象とせざるを得ません。これに対し、特定調停手続の場合には、債務者は、対象債権者である金融機関の理解を得た上で、金融機関に対する債務以外の債務（一般商取引債務等）を支払うこともでき、商取引先等の関係者に大きな影響を与えません。

② 実質的に平等な計画も可能

破産手続の場合、形式的な債権者平等が貫徹されており、少額債権者を保護することは不可能です。これに対し、特定調停手続の場合には、経済的合理性の観点から全対象債権者の理解を得た上で、少額債権者は全額保護するなど、実質的債権者平等の計画を立案することも可能です。

③ 手続コストが比較的低廉

事業者（主たる債務者）の破産手続の場合、破産管財人が選任されることが原則ですので、申立人代理人弁護士費用のほかに、破産管財人報酬（予納金）などの手続コストを要することになります。これに対し、特定調停手続の場合には、通常清算手続又は特別清算手続のコストは要しますが、少なくとも破産管財人報酬（予納金）の支払は不要となりますので、手続コストが比較的低廉になることが多いと思われれます。

④ 債務者と一体的に保証債務の整理を行えること

事業者（主たる債務者）が破産手続や特別清算を申し立てる場合、保証人も破産することが通例です。経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証GL」といいます。）を活用し、保証債務の整理のみを特定調停手続等で解決することも可能ですが、債務者の手続とは別個の手続となり、手間がかかる等の難点があり得ます。これに対し、特定調停手続の場合には、債務者と保証人の債務整理を併合して一体的に進めることができますので、債務整理が円滑に行えます。

⑤ 保証人の経済的更生を図りやすいこと

保証人が破産手続を申し立てる場合、自由財産と自由財産拡張財産しか残すことはできません。また、信用情報機関に登録されますし、官報に掲載されると

いう問題もあります。これに対し、保証債務の整理を特定調停手続で進める場合、保証人の債務整理については、経営者保証GLを活用することになりますので、自由財産と自由財産拡張財産以外にインセンティブ資産を残すことも可能です。信用情報機関に登録されませんし、官報等で個人情報公表されることもありません。そのため、破産手続の場合に比べ、保証人の経済的更生が図りやすいといえます。

⑥ 特別清算と異なり、使える間口が広いこと

特別清算は株式会社以外の法人は対象外とされ、さらに会社を解散させた上での手続であるため、事業が継続している場合には利用しにくい場合があります。解散後の2か月間の弁済禁止期間を経たからの手続とならざるを得ない点も利用しにくい理由となります。また、申立ての際に対象債権者の債権額の3分の2以上の同意書の提出を求められる場合もあります。これに対し、特定調停手続は、株式会社以外の法人でも利用することができ、会社を解散させる前に手続に入ることができるため、迅速かつ、事業活動を完全に停止しないままでも対応が可能です。また、事前の協議は求めますが、同意書の提出までは求められておりませんので、債務者にとって間口が広く、使いやすい手続といえます。

2 金融機関のメリット

特定調停手続を申し立てることは、金融機関にとって以下の点でメリットがあるといえます。

① 経済的合理性

早期に廃業し、事業者の主たる債務と保証人の保証債務を一体で整理することで、破産手続の申立てが遅延する場合よりも高額な債権回収が見込めます。調停条項は、「公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない」（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第15条、第17条第2項）とされていますので、経済的合理性のある計画であることが担保されています。

② 裁判所が関与すること

特定調停手続には、裁判官のほか、調停委員が選任されますので、手続が公正であることが担保されています。

③ 資産調査や事前協議が実施されること

破産手続の場合には、破産手続前に事前調整することは予定されていません。これに対し、特定調停手続の場合には、事前に事業者（主たる債務者）の資産

調査, 保証人の資産調査, 金融機関との事前協議を行うことが予定されております。資産調査等の管理コストが低減されること, ソフトランディング型の清算が可能であることもメリットといえるでしょう。

- ④ 債権放棄額を貸倒損失として損金算入が可能です。